



2024年4月8日

各位

会社名 JSR株式会社
代表者名 代表取締役CEO兼社長 エリック ジョンソン
(コード番号: 4185 東証プライム)
問合せ先 広報部長 武田 佳子
(TEL 03-6218-3517)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2024年4月8日付の取締役会決議により、2024年6月上旬開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するため、2024年4月24日（水曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することのできる株主とし、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 2024年4月24日（水曜日）
- (2) 公告日 2024年4月9日（火曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（以下の当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.jsr.co.jp/ir/public.html>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

2024年3月18日に公表した「JICC-02株式会社による当社株式等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、JICC-02株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、当社株式等に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、公開買付者が当社株式等の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することができなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社株式等の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、①本公開買付けの成立により、公開買付者が当社の総株主の議決権の90%以上を保有するに至った場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第179条第1項及び第2項の規定に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対してその所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求するとともに、新株予約権に係る新株予約権者（公開買付者を除きます。）の全員に対してその所有する新株予約権の全部を売り渡すことを請求する

予定であり、他方で、②本公開買付けの成立後、公開買付者が当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、当社に対し、(i)当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）、並びに(ii)本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨、及び定時株主総会の基準日の定めを削除する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請するとのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

当社は、上記②の場合には本臨時株主総会開催の要請が当社に対してなされる予定であることから、これに備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。但し、

(a) 本公開買付けが成立しなかった場合、(b) 本公開買付けが成立し、公開買付者が本公開買付けにより当社株式等の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することができた場合、又は(c) 本公開買付けが成立し、公開買付者が当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至り、公開買付者が本株式売渡請求を行う場合（上記①の場合）には、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、本基準日についても利用しない予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以上